

別表第3(第3条関係)

同一指数の場合の優先順位

順位	項 目
1	基本指数が高い世帯
2	育児休暇又は産休明けで復帰する場合
3	兄弟が既に入所している場合
4	兄弟が2人以上で入所申込を行い、他の児童の入所が内定している場合
5	ひとり親世帯
6	保護者の疾病、障がい等
7	保護者が、親族の看護・介護をしている場合
8	対象児童が障がいをもっている
9	保護者以外に親族が居住していない
10	父母ともに求職中の場合
11	通勤時間が長い場合